

【 事業者問合せQ&A 】

申請関係

N0	問	回 答
1	同じ法人で複数の事業所を運営している場合は、その種別全てにおいて対象となるか。	要綱別表 1 に定めるサービスについては、対象となります。申請時に、法人内で対象となる全てのサービス種別分をまとめて申請してください。
2	申請書が2セット届いたが、発送誤りではないか。	今回、補助金を支給する対象期間が、①令和6年8月から10月分、②令和7年1月から3月分と分かれているため、①②の各々の期間に対して申請してください。①②の各々の期間における要件を満たしている場合には、2セット発送しています。
3	令和6年8月1日以降に事業を開始した場合は対象となるか。	令和6年8月1日から令和6年10月1日まで又は令和7年1月1日から令和7年3月1日までに指定を受けた補助対象施設（申請時点で休止・廃止している場合あるいは休止・廃止の予定がある場合は除く。）の場合、指定日等が月の初日である場合は当月から、初日ではない場合は翌月からを算定期間として、月割で算定（千円未満切り捨て）します。その場合の定員数は、指定日時点の定員数とする。
4	令和6年10月30日に事業所を廃止した場合は対象となるか。	申請時点で休止・廃止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、補助対象外となります。
5	令和7年3月30日に事業所を廃止した場合は対象となるか。	申請時点で休止・廃止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、補助対象外となります。
6	令和6年11月15日に指定を受け運営しているが、その場合の申請はどうなるか。	11月15日の指定のため、①令和6年8月から10月を対象とした補助金は申請できませんが、②令和7年1月から3月の補助金は申請できます。介護保険課から、②に関する申請書が郵送されますので、期日までに申請してください。
7	同じ法人で複数の対象事業所がある場合、事業所ごとに振込先口座を別にすることはできるか。	別にすることはできません。指定口座は1法人につき1口座となります。
8	交付申請の案内が届かない。	事業所単位ではなく、運営法人単位で申請いただくため、書類は法人宛に送付しています。また、事業所を休止・廃止していること等により、支給対象とならない法人には送付しておりません。
9	案内に同封されている支給対象事業所内訳書に、記載されていない事業所がある。	市が指定状況に基づき、対象となる事業所を印字しております。休止・廃止中（予定を含む）の事業所は含まれません。指定中かつサービスを提供している事業所の記載が不足している場合は、お手数ですが市にご確認の上、事業所を追加した書類一式を作成してください。申請書様式は介護保険課のホームページに掲載しておりますので、そちらをご利用ください。

【 事業者問合せQ&A 】

申請関係

NO	問	回 答
10	申請はどのようにすればよいのか。	市から対象となる法人に①申請書兼請求書と②支給対象事業所内訳書を送付します。 まず、②支給対象事業所内訳書に記載されている事業所の種類、数などを確認してください。 確認後、①申請書兼請求書に記名押印の上、下記の添付書類と併せてご提出ください。 ・②支給対象事業所内訳書（案内に同封したものから変更がなければ、そのまま提出してください） ・③振込先口座通帳の写し（取引先支店名が分かるページ） ・④運営規程の写し（通所系・入所系の事業所は、定員及び食事の提供が分かる部分に蛍光ペンでラインを引き、付箋等を使用し、確認しやすくすること）
11	申請者と口座名義人が異なっている問題ないか。	申請者名義の口座以外への振込は対応しておりません。 振込先口座情報には申請者名義の口座をご記入ください。
12	案内に同封の支給対象事業所内訳書に記載されている定員数が違うが、どうしたらよいか。	介護保険課にご連絡いただいた上で、ホームページに掲載している申請書様式（①申請書兼請求書・②支給対象事業所内訳書）をご使用ください。
13	定員数がない訪問系の事業所であっても運営規程の提出は必要か。	訪問系の事業所についても、令和6年8月1日時点の運営状況が分かる資料としてご提出をお願いします。 （通所系・入所系の事業所は、各サービス種別毎に定員数及び食事の提供が分かる部分に、蛍光ペンでラインを引き、その部分に付箋を貼り提出してください。） 添付する運営規程は、①令和6年8月から10月分については、令和6年8月1日時点で施行されているもの、②令和7年1月から3月分については、令和7年1月1日時点で施行されているものをお願いします。 ①、②共に運営規程に変更がない場合も、各々の対象期間に応じて申請書に運営規程を添付してください。 また、令和6年8月1日から令和6年10月1日まで又は令和7年1月1日から令和7年3月1日までに指定を受けた場合は、指定日の運営規程を添付してください。
14	障がい福祉サービス事業所と一体的に運営しているが、両方で請求できるか。	介護サービス事業所又は障がい福祉サービス事業所の両方は請求できません。どちらか一方となります。
15	添付する運営規程は最新のものの1部でよいか。	添付する運営規程は、①令和6年8月から10月分については、令和6年8月1日時点で施行されているもの、②令和7年1月から3月分については、令和7年1月1日時点で施行されているものをお願いします。 ①、②共に運営規程に変更がない場合も、各々の対象期間に応じて申請書に運営規程を添付してください。 また、令和6年8月1日から令和6年10月1日まで又は令和7年1月1日から令和7年3月1日までに指定を受けた場合は、指定日の運営規程を添付してください。
16	前回と同じ振込口座であっても、通帳のコピーは必要か。	必要です。 お手数ですが、通帳のコピーを「通帳写し等貼り付け台紙」に貼り付けの上、ご提出ください。

【 事業者問合せQ&A 】

交付関係

NO	問	回 答
1	交付申請から支援金の振込までどのくらいの期間がかかるか。	補助金の交付は、8月末を予定しています。 (書類の不備等があった場合は振込が遅れる場合もあります。)
2	交付申請に係る書類の保存期間に定めはあるか。	令和8年度から5年間保管してください。
3	補助金に使途の要件はあるのか。	特に使途について要綱では定めておりませんが、本支援金は、電気料金・食材料費等の高騰が長期化する中、物価高騰の影響を受けた介護サービス事業所及び老人福祉施設等の負担軽減と、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するためという趣旨があります。 趣旨に沿った支出をお願いします。
4	支援金の使途について、実績報告の必要はあるか。	本支援金については、実績報告は不要です。
5	振込日について振り込み前に通知などはあるのか。	市が申請書を受理した後、支援金交付対象者には交付決定通知書兼交付確定通知書兼振込通知書を送付する予定です。 その文書にて、振込日をご確認ください。

【 事業者問合せQ&A 】

制度関係

NO	問	回 答
1	補助交付額の算出方法と補助の内容は。	補助金額の算定は県の補助要綱に沿って算出しています。 補助内容は、8～10月分の電気料金（県分）、1～3月分の電気料金（県分）及び1～3月分の食材料費（市・県分）です。
2	みなし指定事業所は、対象になるのか。	県の補助要綱により、みなし事業所については対象外です。 （健康保険法の医療機関・薬局として指定・許可を受けた場合には、介護サービスに係る指定があったものとみなされますが、医療をメインにサービスを提供していると考えられるため、医療みなし指定事業所については対象外となっております。）
3	定員数はいつの時点か。	補助対象期間が令和6年8月から10月分は令和6年8月1日時点の定員数となります。補助対象期間が令和7年1月から3月分は令和7年1月1日時点の定員数となります。 なお、令和6年8月1日から令和6年10月1日まで又は令和7年1月1日から令和7年3月1日までに指定を受けた補助対象施設（申請時点で休止・廃止している場合あるいは休止・廃止の予定がある場合は除く。）の場合、指定日時点の定員数とします。 なお、通所系・入所系の事業所は、定員数が分かる運営規程などの定員の部分に、蛍光ペンでラインを引き、その部分に付箋を貼り、提出してください。
4	通所系の事業所の定員の考え方は。	事業所において「同時に」指定通所介護の提供を受けることができる「利用者の数の上限」です。運営規程等をご確認の上、ご提出をお願いします。 （例：A事業所 1単位（午前）15名、2単位（午後）20名 の場合、定員数は20名として提出してください。）
5	サテライト事業所は対象に含まれるのか。	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（平成11年9月17日老企第25号）第2-1及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）第2-1に規定する出張所等を指す「サテライト事業所」は対象外です。